

学校教育と社会教育の相互連携

——秋田県の実践事例を中心として——

由 利 忠四郎

（秋田県教育委員会）

はじめに

学校教育と社会教育との相互連携の問題はこれまでも多くの人々によって論じられてきているが、その時代、その時代の社会的な背景とか、人々の教育に対する要請の度合、教育理論の変遷などによって、その必要性や内容、方法等が微妙に異なっているように考えられる。

秋田県の場合、こうした学校教育と社会教育の相互連携が取り上げられた歴史は古くて、昭和30年代の中頃にまでさかのぼることになり、その背景は、社会教育と学校教育の二つの面から、それぞれの必要性に支えられて生まれてきたものである。

社会教育の面では、昭和36年文部省の指導で「社会教育総合計画」の推進に取り組んだのがきっかけである。この計画では、それまでの社会教育で立遅れがちであった、①社会教育行政と一般行政との総合化を図り、②社会教育と学校教育との総合化によって教育の効果を高めるとともに、③青年や婦人だけの社会教育の対象を拡大していこうとする社会教育内部の総合化を目指すものであった。このため、3か年を1期とし、4期11年間にわたり、延11市町村を指定し県との共同研究を行ってきている。

90 II 生涯教育と学校

この間、一般行政との連携によって、農村を背景とした青年学級と4Hクラブを合体して新たに「農業近代化ゼミナール」という学習組織を構成し、青年教育の充実を図るとともに、商工青年学級と商工会青年部とが一体となった「商工ゼミナール」を誕生させた。また、社会教育と学校教育との総合化に関しては、学校の教育効果は父兄である地域住民への学習啓発が如何に行われているかと深いかかわりがあるという観点から地域教育計画の策定や学校を地域の教育センターとして位置づけ、積極的に開放したり、校長等教師自ら社会教育職員を兼務して事業の推進にあたってきた。さらに社会教育自体の充実強化のために、①成人男子を対象とする職業に関する学習や、②放送利用学習の奨励等による学習の日常化と個別化、③広域単位の学習機会の提供などを推進してきた。

学校教育の面では、昭和41年県南地区で、それまで毎年繰り返していた指導主事を迎えての授業の公開研究を中心とする学校訪問にあきたらなくなり、これに地域の一般住民や社会教育関係者も加わったり、社会教育活動の公開研究に教師も加わるという、いわゆる学校教育・社会教育の合同研究を行ったのが最初である。この時点での合同研究のねらいは次の三つに集約できる。その1は、学校教育・社会教育の有機的な連携なしに相互の教育効果をあげることは不可能であるという考え方である。いわゆる車の両輪論で学校教育の輪だけが大き過ぎている状態への反省に立つとともに、PTAなどの社会教育関係団体と学校との協力援助が必要であるという考え方である。その2は、学力の向上を目指し主体的な生活態度を持つ子供を育成するため、目指す子供像をどう描き学校教育、家庭教育、社会教育がそれぞれどう役割分担をし、全体としてどう教育の質を高めていくかという問題である。その3は、子供や地域の人々の生活基盤となっている伝統的な地域社会状況の変貌が激しく、地域の将来を展望し、豊かで住みよい地域づくりに積極的に取り組む住民意識の開発が必要となってきた。このため、学校教育、社会教育が一体となって地域の総合教育計画を樹立することが大切であるという考え方である。

以来、昭和41～45年の5か年間を第1次、昭和46～50年を第2次、昭和51～55年を第3次、昭和56～60年を第4次として、それぞれの実践段階毎に反省を行い、新しい研究への改善工夫を加え、試行錯誤を繰り返しながら学校教育、社会教育の合同研究を推進してきたのである。

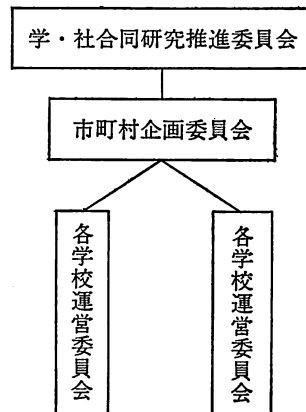
1 実践研究の歴史的経過

(一) 学校教育中心期（昭和41～45年）

昭和41年を実施初年度とする5か年間を第1次としているが、この時期は学校教育、社会教育の一体化を目指した「合同訪問」という形態をとり、会期を2日間とし第1日目は教師による授業公開や討論に社会教育関係者や地域住民も参加し、第2日目は家庭教育学級の学習公開や協議の場に教師も参加し、全体研究を行うという方法で進めてきた。こうして、第1次の5か年間に県南地区28市町村のすべてでこの方式による研究公開が実施されてきた。

当初、教育事務所が設定した年度毎の研究主題によると昭和41年には「学力向上を目指した学校教育、家庭教育、社会教育の連携はどうあればよいか」昭和42年には「子供の自主的、自律的生活態度を培うにはどうしたらよいか」となっている。3年目以降は教育事務所で統一主題を決定しないで市町村に即した教育課題を自由に設定することとした。これらの研究主題からもわかるとおり、この時期の学・社合同研究はあくまでも学校にその主体がおかれていたとみることができる。したがって、研究のねらいも、①学校を中心とする公教育と家庭における私教育、地域社会の青少年健全

図1 学・社合同研究組織



育成活動の相互理解を深める必要があり、②子供の健全育成を事実上学校だけに依存する姿勢を改め、家庭教育や社会教育にもふさわしい役割分担をしてもらい、③学校在学期の児童・生徒の教育の充実を図るだけでなく、入学前の幼児や卒業後の青年・成人・高齢者の学習の継続を可能にすることになったのである。

この推進にあたっては、図1のように教育事務所単位に指導主事、社会教育主事及びおもな教育団体の代表による「学・社合同研究推進委員会」を組織し、実施市町村毎に企画委員会を設置するとともに、それぞれの学校には運営委員会を設けて、企画立案や調査研究等の推進にあたった。

昭和43年に実施された合同研究会の状況をH村の場合についてみると大要次の通りである。研究課題を「児童・生徒が自分から進んで学習や自覚した生活ができるようにさせるにはどうすればよいか」とし、第1日目の小学校の場合についてみると、午前前半が授業公開、後半では「父母学級」の実施、午後は、①自分のことは自分でさせるにはどうしたらよいか（低学年）、②物を大事にする心をもたせるにはどうしたらよいか（中学年）、③家庭における子供との話し合いをどのようにすればよいか（高学年）、についての分科会と全体会を行っている。中学校の場合も午前前半が生徒の授業公開、後半が「自立的な子供の育て方」をテーマに家庭教育学級の公開をし、午後は、①自学自習をさせるために学校と家庭はどのようにすればよいか、②進んできまりや約束を守る子供にするにはどうすればよいか、③子供の進路をどう導いたらよいか、についての分科会と全体会を行っている。第2日目は小学校と中学校が合同で第1日目の分科会・全体会の報告、続いて村長の提案と「村の教育を進めるための学校教育と社会教育との提携はどうあればよいか」について研究協議を行っている。このようにして第1日目は延343名が、第2日目は92名の学・社の関係者が集まり非常に盛況をきわめた。

以上のような形態で第1次の実践研究が開始されたが、その結果、①学校教育に対する父兄の関心が高まり、教育的な視野が広がった、②学校教育、社会教育の関係者がそれぞれの分野を理解し合えた、③家庭教育の重要

性を認識できた、④教育問題にとどまらず地域課題にも目を向け、地域住民の各層間の話し合いの場をもてた、⑤教育の現状を把握するとともに今後の目標の発見ができた、などの効果が確認された。しかし、この反面、①学・社連携の趣旨が十分理解できないままに形式だけが整えられたり、②地域住民に対する理解のさせ方が不十分で参加要請に苦勞したところ、③学・社の共通問題を研究の中心にすえる場合のテーマの取り方がむずかしいこと、④両者の意識の違いや学習対象の違いがあって運営上困難が多い、⑤社会教育の指導者・リーダーが不足で学習公開に支障をきたしやすい、などの困難点も多く出された。いずれ、この第1次実践研究の成果としては何よりも子供の教育は教授・訓育的な面だけを重視せずに、望ましい相互関係や正しい思考を育てる必要を認め合い、学校教育、家庭教育、社会教育のそれぞれの教育機能を確認し、連携し合うことが教育効果を高めることであることを認識できたことが大きな成果であったといえる。

(二) 社会教育中心期(昭和46～50年)

昭和46年から始まる第2次の5か年間は、第1次の研究成果をふまえながら「子供の健全育成を図るために、親はもちろん地域住民がどうあらねばならないかを検討するとともに、地域における教育課題を明らかにし、その解決を図るための実践活動を促進する」ことに主眼をおいた。研究推進にあたっては、全市町村で何等かの研究課題を定めて実践研究を行うとともに、中核となって進める市町村を都市毎に2～3か所指定し、5か年にわたって継続研究を行うようにした。また、研究の組織、機構を整備し、地域での親子共同活動が促進されるよう配慮し、一般住民の関心を高め実践しやすい体制をつくるため、PTA、地域の自治組織などの代表も加えることになった。このようなことから、市町村の企画立案は社会教育側で行うことになり、各市町村とも社会教育主事や公民館主事がこれを担当することになった。この結果、取り上げられた研究主題には、

- 子供を健やかに育てるために、地域住民みんなで考えを寄せ合い、子

94 II 生涯教育と学校

供に温かい手をさしのべよう。

- 健全な子供を育成するために、親や地域住民はどうあればよいか。
- 子供の健やかな成長を願って若い芽を親と社会で育てよう。
- 心身共に健全でたくましい子供、そして郷土のために役立つ人間の育成には学校、家庭、地域はどうあればよいか。

などが多く見られるようになり、地域ぐるみで子供の健全育成を図るため、①親の会、子供会活動を活発にするため、日常の親と子のあいさつを中心にした声かけ運動や、②健康・安全の態度を培うために親と子のスポーツ・レクリエーション活動、③美しい地域づくりのために道端に花を植える作業や公共施設等に「親子花壇づくり」を行うなどの日常的な実践活動が小地域にまで拡大されていった。

それらの実際の活動状況を、昭和48年〇町で行われた学校教育・社会教育合同研究の公開の内容を通してうかがい知ることができる。

主催 県教育庁南教育事務所、〇町教育委員会

日時 昭和48年11月5日(月) 10:30～15:30

会場 〇町中央公民館

参加対象 南教育事務所管内市町村学校教育、社会教育関係者、〇町町民

研究主題 健全な子供を育成するために、親や地域住民はどうあればよいか。

内容 基調発表「〇町学・社研究会のあり方」〇町教育委員会教育長

映画による研究活動の公開「住みよい豊かな町を子供とともに」

私たちの地域の学社研活動 地域代表4名が発表

講話「町づくりの基本構想と教育活動」〇町町長

パネル討議「子供の健全育成のために、学校と地域はどのように連携を図るべきか」パネリスト (学校代表、親の会代表、青年ボランティア代表、自治会代表、行政側代表)、司会(中学校長)

さらに、この時期には秋田県が県政の三大施策の一つに生涯教育の推進を取り上げて、パイロット市町村の指定や生涯の各時期に対応した施策の体系

化、学校機能の地域住民への開放などを取り上げて県内への普及浸透に努力していた時期である。したがって、社会教育ではもちろん学校教育でも校長会などが中心となって生涯教育における学校教育の役割を追求するようになり、これらの実践方策に関する研究活動が盛んになった。

(三) 教育の見直しと地域活動の定着期(昭和51～55年)

第3次にあたる昭和51年からの5か年間は、それまでの学・社合同研究の成果をふまえ、一方では学習の主体者である児童・生徒の立場にたって学校教育や家庭教育、社会教育のそれぞれを見直し、改善することに努力してきたし、他方では第2次の時期に着手された地域環境を整備したり、住民が中心となった地域での学習活動の実践が定着してきた時期であるといえる。しかも、これらの研究活動は単に公開のためのものではなく、如何に日常化したものにしていくかという努力がなされるようになってきたことが特長である。

まず、学校教育では、新しい教育理念として重視されてきた生涯教育をどのようにとらえ、具現するかという課題解決と、いわゆる「ゆとりのある充実した学習」を目指した教育課程の改訂に伴う学習活動の工夫が望まれ、これへの対応としての見直しが必要となったのである。このため、絶えず学び続けようとする学習者の姿勢を確立させることを基本として、①自己啓発の態度を育てること、②基礎的な知識や能力を身につけること、③豊かな情操を育てること、④創造性の啓培に努めること、などを学校が重視していくことが必要であり、学校で行う学習はあくまでも人間教育にとって必要な一部分にしか過ぎないという考え方が一般化されるようになってきた。例えば「学びとる力を育てる」ためにH市T小学校では子供の潜在能力として持つ創造性を引き出し、高めることによって能動的な学習姿勢がつくられるという仮説のもとに、「子供の発想力の育成と構想力の増大」を試み、学習のきまりをつくり「学年別聞く、話すの到達度」や「学習段階に即した学年別話し合い基準」を持ったり、家庭学習を重視し学年に応じて課題・予習・発展学

習を与えるなどの工夫を行っている。また、他の学校でもゆとりのある充実した学習を実現するために、児童・生徒会活動などの自発的・自治的な活動を展開するとともに、子供同士や教師と子供との人間的接触を深めて自己開発を図るなどの実践がなされたし、特別教育活動として行う郷土の歴史や昔の人のくらしを理解させるために、地域の高齢者やすぐれた技術を持つ地域の住民に指導者として学校が協力を求めるといったことが多く見られるようになった。

社会教育では、学校卒業後の社会人に対する学習援助活動といった考え方を改め、児童・生徒の学校外における組織的な学習活動を担当するのが本来の任務であるという認識に立つようになった。地域毎にPTAや子供会の育成会などの各種団体が自主的に活動することを援助するだけでなく、市町村教育委員会や公民館自らも学校の長期休業中や土曜、日曜などに子供たちにさまざまな学習機会を提供していくようになった。このため、昭和52年には県内17市町村で親子共同で郷土愛護活動や社会参加活動を行い、地域連帯と青少年の健全育成を促進する「ふるさとづくり親子共同活動」を実施している。

このように、この時期は、学校教育、社会教育のそれぞれが、生涯教育の観点に立って日常的な教育営為を通して自ら本来の役割を理解することに努力し、その上に立って家庭教育の役割も確かめて行こうとして学・社合同研究会が持たれて行き、いよいよ地域教育活動として市町村に定着していったと考えられる。

（四） 学校教育、社会教育の相互連携期（昭和56年～現在）

県南地区から始められた学・社合同研究も、第4次段階を迎えて全県的な広がりを見るに至った。この要因となったものは、①生涯教育の観点に立って教育を総合的にとらえるようになったこと、②教育課程の改訂によって知・徳・体の調和のとれた心豊かな人間の育成が学校に求められてきたこと、③学校外活動を促進する社会教育行政施策が実施されてきたこと、などと考え

られる。この段階での研究のねらいは、「子供の健全育成を図るため、学校教育、社会教育、家庭教育のそれぞれの役割を果たしながら、その連携を強化し協働を通して実践研究を深める」ことで、このため次のような三つの視点から迫ろうとしているのである。第1には、地域に即した望ましい子供像を明らかにし、その具現化を図るよう地域にみあった総合的な教育活動を促進する。第2には、子供の健全な成長を目指しながら、親・教職員・地域住民が生涯を貫く「人間の生き方」に目を向けるように推進する。第3には、PTA、地域自治会、子供会などの関係機関、団体との連携をより一層強化することである。

また、学・社の相互連携は、学校教育活動に社会教育や地域住民が協力する形態や、学校外活動として行うものに学校が協力する形態、地域社会主導に学校や社会教育機関が協力する形態など多彩な連携が行われるようになってきた。

2 実践研究活動の現状と課題

(一) 小・中学校の学・社連携による教育活動の現状

本県の学・社合同研究は以上のような歴史的経過をたどって今日に至っている。

次に、全県的な学校教育と社会教育の連携による教育活動の現状について、昭和55年に秋田県生涯教育センターが、県内の全小・中学校を対象に行った実態調査をもとに見てみたい。

学・社連携による教育活動として実施された事業を見ると、年間の1校平均実施回数は小学校で5.9回、中学校で5回となっており、前年度よりわずかに減っている。また、この実施回数は全く実施していないところもあれば、最高27回も実施しているところもあって非常に格差が見られる。実施された教育活動を内容別に類型化すると、小・中学校共に、スポーツ・レクリ

エーションに関することが圧倒的に多く、次いで伝統行事や郷土芸能などに関すること、キャンプや合宿等の共同宿泊活動に関すること、親子や子供同士の学習活動に関すること、勤労体験学習に関すること、ボランティア活動に関すること、の順となっており、この6領域に大別できる。これらの事業対象は、親子共同活動として行っているもの、子供の活動として行っているもの、親または教師の活動として行っているもの、に分けられ、小・中学校の比較では、親子共同活動として行うものが小学校に多いのに対して、当然のことながら子供を主対象とする活動が中学校に多く、親または教師の活動は、小学校より中学校が3倍近く多くなっている。事業の実施主体は、学校教育側がわずかに社会教育側を上回っている。おもな指導者としては、学校教育関係者が最も多く、次いで社会教育関係者、地域住民という順序である。実施状況を学年別にみると、小学校では6年生が最高で学年が下るほど少なくなる傾向にあり、中学校では2年生が最も多く、1年生、3年生の順となっている。

これらの連携事業を実施した結果、次のような成果と反省点があげられている。成果としては、①上級生が下級生の面倒をみてやる姿が見られ、上級生の自覚が高まった、②環境美化など共同作業を通して地域の人々との連帯感が強められた、③作る、育てるなどの实际的、体験的な活動によって得たものと、知的なものがうまく結びつき、他領域の学習もより確かなものとなった、④子供の創意工夫と協力によって計画がより充実することに気づき、その後の学校生活で計画、実践、反省のやり方を生かすようになった、⑤教師以外の指導者と接することにより新鮮さを与え学習の深まりを期すことができた、などの点があげられる。また、反省としては、①学校教育・社会教育の関係者がもっと相互の立場を理解し合うべきだ、②教育活動の実施主体が独自に活動を立案する場合が多いので、計画立案の段階から相互に連絡を密にする必要がある、③連携による教育活動に必要な予算措置をすべきだ、④大人の手が入り過ぎないように子供の発案、発想をもっと大事にする必要がある、⑤今までに「教育は学校で」と考えてきたが、もっと郷土学習や地域

学習に目を開き教育の場を広めていくことが必要だ、などの点が出ている。

(二) 学校機能の地域開放の現状

学・社連携のもう一つの側面として、学校の持つ教育機能を地域住民に開放して学習機会を提供するという役割があるが、このような考え方の原型は古くからあり、現実にも最も自然な形で学校は地域の文化センター的な役割を果たしてきた。しかし、生涯教育の考え方に基づき、より積極的に学校が地域住民に学習機会を提供していくという姿勢を示したのはごく最近のことである。

秋田県では、昭和46年に県立高校5校で年間40時間の講座を計画して学校の施設を使い、教師が講師となって地域住民に学習機会を提供したのが積極的な学校開放の始まりである。以来、毎年この計画を拡充し市町村の要望に基づいて専修・各種学校にも講座を委託し開放を行っている。年間16校程度で実施し、実施校はこれまで延176校、7,361名の受講者に達している。

これとともに、学校施設を教育委員会の責任において管理し、地域住民に活用させるために、県教育委員会が「学校開放に関する基本要綱」を策定し、これに基づいて「学校開放推進要領」や「市町村立学校施設の開放に関する規則準則」を定め、市町村段階における社会教育・文化・スポーツ活動の振興のために学校の施設設備を住民に開放することを指導してきた。この結果、昭和53年の調査では91.3%の市町村、58.3%の小・中学校、82.4%の高校が開放されているという状況である。開放している市町村では、管理指導員の設置や運営委員会・利用者連絡協議会等の体制が整備されてきている。開放による活動内容はスポーツ活動が断然多く、次いで社会教育活動、文化活動などとなっている。

開放上の課題としては、①校舎と体育館の遮断、体育館への便所・更衣室の付設などの施設設備上の問題、②管理指導員の適任者の選定などに困難が伴うこと、③使用団体のモラルを高めるための研修の問題、④利用申込みの調整上の問題、などが上げられている。

(三) 成果と課題

以上のような本県の17年間に及ぶ学・社連携による教育活動の実践研究の歴史的経過と現状を振り返り、その成果と課題を次のように集約することができる。

【これまでの成果】

第1は、学校教育、社会教育、家庭教育の相互連携によってこそはじめて子供の教育効果が高まり、その実があがるということが、関係者の共同研究と実践によって実証されたということである。かくあらねばならない(あるべきである)という理論としてではなく、協働の尊い体験を通して、県内の一角から端を発して今や「学・社連携運動」が全県に拡大していったのである。しかも、その過程を通じてそうした連携による教育活動を行う場合の幾つかの必要要件が明らかにされたといえる。即ち、①連携による教育活動を行うにふさわしい目標を何にすべきかを明確にする必要があるし、②共同の企画・実践や他機関との連携が可能な組織体制を整え、③協働にふさわしい適切な教育活動の内容を選択するとともに、④それに必要な指導者をどのように確保していくか、などの点である。

第2は、学・社合同の実践研究の目指すものは、帰するところその地域の青少年の健全育成を通じて地域住民の学習活動を促進し自ら課題解決を図るようにすることがねらいであるから、学校教育も社会教育も共に目指すべき、その市町村に即応した地域の総合教育計画の策定が必要である。その必要性を自覚し策定を目指すべきが見えはじめてきたことである。

第3は、学校区単位から、さらに波及拡大して小集落単位の学・社連携活動などに見られるように地域住民の青少年健全育成に対する意識が高まり、それが新しいコミュニティづくり運動に連動して行き、県内各地で「グリーンアップ作戦」「公園づくり」「ふるさとまつり」などが子供や青年、婦人、成人男子、高齢者が一体となって行われるようになり、住民の連帯意識が一段と高まってきたことである。

第4は、生涯教育の観点から学校教育、社会教育のそれぞれの役割を見直し、あるべき姿を追求するようになってきたことである。学・社の連携は、そうした本来のあるべき姿を個々に求める努力と並行して、それを補完し合う活動として位置づけるようになってきたといえる。つまり学校教育においては、知育に偏し画一的であったという反省のもとに、全人的な立場での教育に配慮するようになったし、社会教育においては、学校在学者の家庭や地域での生活をもっと重視し、自然や伝統的な生活文化にふれさせる機会を多くするいわゆる学校外活動を重視することが大切であることが認識され、そうした日常的な努力がなされるようになってきたことである。

【今後の課題】

第1は、生涯教育における学校教育のあり方を示す計画の立案や日常の教育実践をどのように奨励指導していくかが課題である。国の教育課程の趣旨や内容に即しながらも、秋田県の風土に即した独自の教育活動をどのように創造していくかが重要な課題である。

第2は、学校教育、社会教育が目指すべき市町村の総合教育計画を策定し、それに基づいた教育活動の展開の必要性は理解できても、それを実際に策定しようとする場合の手順や内容要素、策定メンバーやその組織体制、役割分担などをどうするかは今後の課題といえる。

第3は、生涯学び続ける人間を育てるために、学校教育や社会教育、家庭教育が共通して目指すべき子供像をどのように描くべきかが課題である。そうした全体像を描きながらそれぞれの役割分担の上に相互協力をどのように行っていくかが課題である。

3 今後の方向 ——その展望——

(一) 生涯教育における学校教育の

あり方の検討と実践の促進

今後の学・社連携のあるべき方向を考える場合、その第1は、生涯教育の観点に立った学校教育の課題を明確にし、それに基づく教育実践を充実していくことである。このことは、従来の伝統的な学校観を変革させ、教育の機能を家庭や社会にも分散したり、生涯学習者としての基礎を培うようにし、学校機能を地域に拡散するなどの方向に近づけることを意味しているのである。

秋田県では、生涯教育を提唱、推進して以来12年目を迎えているが、これまでの県内の小・中学校長会及び高等学校長協会で行ってきた研究成果を基礎に、県教育委員会として「生涯教育における学校教育の在り方」をまとめ、この指導徹底を図っている。それによると骨子は次の通りである。

① 生涯教育の観点に立った学校教育の充実の方向

ア 自ら学び続ける意欲や能力、態度の育成

イ 魅力ある学習活動の展開

② 生涯学び続ける人間を育てる学校

ア 生涯教育の理念に基づくその学校の教育目標の設定と実践

イ 生涯を見通した進路指導・生徒指導の充実

ウ 学校相互の連携強化

エ 教職員の一人一研究の推進と研修の充実

③ 地域社会に結びつく学校

ア 地域の特性を生かした学校教育の充実

イ 地域社会に開かれた学校経営

ウ 総合的な地域教育計画に基づく生涯教育の推進

つまり、学校教育が生涯教育の要請にこたえていくためには、生涯にわたって学び続けることの必要性を児童・生徒に自覚させ、その基礎的知識、技能を理解、習得させるとともに自ら学習を継続、発展させる力を養うことが必要である。また、学校・家庭・地域社会の役割を明らかにし、相互の連携と一貫した教育実践のため校種間の緊密なつながりを図っていく必要がある。このことは、あらゆる機会と場を通して多様な方法で学習が可能なことを児童・生徒に体験させることによって継続的な学習への目を開かせ、学習する能力の開発を目指すものであり、他方では、直接児童・生徒を対象とする教育ばかりでなく、かつて学校がそれぞれの地域に深く根ざして地域独自の文化の創造や育成に大きな貢献をしてきた機能を再評価しようとするものである。

(二) 総合的な地域教育計画の策定

による生涯教育の推進

第2は、生涯教育の理念に基づく学校の教育目標の設定と実践にしても、学校外活動の拡充を図るにしても、学校教育関係機関、社会教育関係機関、その他の教育機能を有する機関・施設などとの相互の連携が必要となり、必然的に各市町村単位の総合的な教育計画の策定と、それに基づく実践が求められる。

この地域総合教育計画の内容や策定の手順、方法上の問題については、今後の実践的な研究をまたなければならない面が多いが、この策定にあたっては次のような視点が考えられる。

- ① 地域総合教育計画は、市町村の関係行政機関や団体等が人々の学習活動に如何にかかわり、適切な教授・学習課程が展開できる条件を整備していくかの計画であるといえる。したがって、学習計画を中心にそれを支える物的・人的・財政的計画も含まれるものと考えられる。
- ② 立案にあたっては、従来の反省にたって具体的、現実的に実現しようとする目標及び目標達成のための施策をかがげ、しかもその計画が地域

内の各方面で活用されるようにすることが必要である。

- ③ 計画は、少なくとも5年程度の中期を考え、社会変化の予測とその変化が教育におよぼす影響をおさえ、施策の年次計画を樹てていく必要がある。

これらの計画立案上の技術的な問題を解決するため、秋田県では昭和56年度から生涯教育センターの主催事業として「社会教育専門講座・生涯教育推進のための教職員研修講座」を実施し、社会教育職員と教師が共同研修を行い計画づくりに着手している。

(三) 地域に即した目指す子供像の設定

教師も親も、将来自分たちが教え育てている子供がどんな人間に成長してほしいかという期待する子供像をぬきにしては、決して力強い日常の教育実践が望めない。しかし、不用意にそれを設定して固定した枠の中にはめこんだ教育指導であるとすればこれまた問題である。したがって、この設定にあたってはより地域的で、具体的な目標にすることが必要となってくる。

秋田県では、昭和56年度に発足した「秋田県総合発展計画」の中で「豊かな県民性を培う」こととし、これをうけて学校教育では「豊かな人間性」を目指している。これらの点を基本としながら県教育委員会では、学校教育指導にあたって求められなければならない児童・生徒像として次の三つを上げている。

- ① 思いやりのある児童生徒
- ② 苦しさに耐えぬく児童生徒
- ③ 基礎学力を身につけた児童生徒

(四) 学校教育、社会教育の連携を 強化するための具体的な方策

- ① 原点発想を大切にしたい目標の吟味
学・社連携は何故必要なのかということへの自明な疑問をもう一度自

らに投げかけ、原点に帰って目標を設定することが必要である。

② 連携が必要でそれによって効果の上がる教育活動の決定

学・社連携というが、真に連携の必要なもの、連携しなければ効果の上がらないものなのかどうか、それによってどんな教育活動を行うかが決まってくるといえよう。

③ 指導者の確保

教師に対する地域でのボランティア活動への要請も強いし、地域住民を学校や学校外活動の場で活躍できるような条件整備も必要とされている。教育人材銀行の制度化なども一つの方策である。

④ 相互の役割の理解の上に立った連携

学・社の真の役割の理解のないところに共通の問題意識も湧かないし、共同企画、共同実践のみのりもない。

このようなことから、秋田県の場合、学校教育、社会教育の相互連携活動は、いわば生涯教育の前史的役割を果たしてきたとみることができる。学校への過重な期待を家庭や地域社会に分散することを願い、学校外活動の開発促進に努めながら、学・社相互の本来の役割を認識し合い、自発的な連携活動を推進してきたことが、結果として今日の生涯教育の推進につながっているのである。

また、生涯教育のシステム化が、ともすると行政主導型になりがちであるが、学・社連携は、この欠点を補うものであるといえる。即ち、それはそれぞれの学校区を中心にして自治組織の代表 PTA、子供会育成会、教師などが協力し合い地域主導型の生涯教育のシステム化を展開していく要になることが期待される。

したがって、今後、こうした住民主導、地域主導の生涯教育を推進し、その充実を図るために、学・社連携活動の更にきめ細かい体制の整備と実践とがなされていくことが必要である。

【参考文献】

- (1) 秋田県社会教育課「第1年次推進報告書」(社会教育共同研究町村資料第2集) 昭和37年
- (2) 秋田県教育庁南教育事務所「南の教育02」昭和42年
- (3) 同 上 「南の教育05」昭和45年
- (4) 同 上 「南の教育06」昭和46年
- (5) 同 上 「南の教育07」昭和51年
- (6) 同 上 「南の教育08」昭和57年
- (7) 秋田県生涯教育センター「学校教育と社会教育の連携による教育活動の実態調査」昭和56年
- (8) 秋田県教育委員会「学校開放の現状調査結果について」昭和53年
- (9) 秋田県小・中学校長会「研究紀要」(No.9)昭和46年
- (10) 秋田県教育委員会「生涯教育における学校教育の在り方について」昭和56年
- (11) 秋田県教育委員会「学校教育指導の基本構想」昭和57年